令和３年度　墨田区立横川小学校いじめ防止基本方針

（平成２７年５月８日策定）
（令和３年４月２７日改訂）

学校・家庭・地域の連携を深め、児童の健全育成を推進する。「横川人権宣言」の精神を尊重し、すべての児童が安全に安心して学習その他の活動に取り組み、学校生活を送ることができるよう、いじめ防止基本方針を定める。

１　いじめ問題への基本的な考え方

（１）いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を及ぼすものである。

（２）いじめは絶対に許されない行為であり、全ての児童は絶対に行ってはならないことを児童のみならず教職員、保護者に徹底する。

（３）いじめはどの学級にも起こりうるという認識に立ち、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、迅速かつ慎重に組織で解決を図る。

（４）いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であるという認識のもと、地域、家庭その他の関係機関と密に連携を図り、いじめ問題を克服する。

２　学校及び教職員の責務

教職員は、上記の基本的な考え方にのっとり、児童の保護者、地域、関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組む。

児童がいじめを受けていると思われるときには、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

３　いじめ防止等のための組織

（１）学校いじめ対策委員会

①　設置の目的

校内におけるいじめ防止等に関する措置を組織的･実効的に行うため学校いじめ対策委員会を置く。

②　所掌事項（本委員会は、次に掲げる項目について協議する）

〇校内のいじめ未然防止対策に関すること。
〇家庭・地域との連携によるいじめの未然防止対策に関わること。
〇いじめ発生時における具体的な対応に関すること。
〇いじめ発生時における家庭・関係機関との連携に関わること。

③　会議

生活指導部の中に組織を置き、月１回定例会議を行う。

④　委員構成

校長、副校長、生活指導主任、スクールカウンセラー、該当学年主任、該当学年教諭、該当担任、いじめ・不登校担当教諭、養護教諭

（２）学校サポートチーム

①　設置の目的

いじめ問題が複雑化・多様化する中、保護者、地域住民、関係機関と迅速かつ適切に連携・協力し、学校いじめ対策委員会を支援する組織として学校サポートチームを置く。

②　所掌事項（本チームは、次に掲げる項目について協議する。）

〇校内のいじめ未然防止対策に関すること。

〇家庭・地域との連携によるいじめの未然防止対策に関わること。

〇いじめ発生時における家庭・関係機関との連携に関わること。

※学校は、協議に必要な情報を提供すること。

③　会議

学校運営連絡協議会と兼ね、年３回定例会議を行う。

④　委員構成

校長、副校長、ＰＴＡ会長、生活指導主任、学校運営連絡協議会委員

４　段階に応じた具体的な取組

（１）未然防止のための取組

①豊かな人間性を育む「心の教育」の充実を図り、いじめを生まない学級づくり、人間関係をつくる。

・墨田区学習状況調査（i-check）の結果を分析し、自尊感情や自己有用感を高める人権教育・キャリア教育を行う。

・体験活動や異年齢集団による活動（たてわり活動）を行い、自己の役割や責任を自覚させ、児童の互いの関係や絆を深めさせる。

②生活や学習の仕方を記した「横川スタンダード」を定め、児童・保護者に示し、規律ある学校・学級作りに努める。

③ユニバーサルデザインの授業、学習課題を明確にした授業、ICT 機器を効果的に活用した分かりやすい授業、グループ活動を取り入れた学びのある授業を行い、学力を向上させる。

④ＳＮＳを通じて行われるいじめが発生しないように、セーフティ教室等の機会を通して情報モラルの教育を徹底する。

⑤道徳の時間や特別活動等において年に３回（４月、９月、１月）、いじめに関する授業を行い、児童がいじめについて深く考え、いじめは絶対に許されないことや、いじめを行ってはならない事を自覚できるようにする。

⑥いじめ防止対策推進法等で示されている取組や、学級担任の果たす役割、組織的な対応等を学び、教職員が確実に行えるよう、年３回の校内研修を行う。

（２）早期発見のための取組

①スクールカウンセラーによる全員面談の実施（５学年)。

②ふれあい月間に学校生活アンケートを実施する（６・１１・２月)。

③年２回の i-check による自尊感情、自己有用感の低い児童について、スクールカウンセラーと連携し、個人面談・経過観察をする。

④休み時間に看護当番が校舎内、校庭を巡回し、児童の様子を見守ると共に、気になる児童等について管理職、担任教諭に報告する。

⑤週一回、生活指導に関する情報交換を行い、全教職員が共通理解して指導にあたる。

⑥保護者との個人面談や保護者会、学校公開を定期的に行い、児童の家庭での様子を知り、保護者と情報を共有する。

（３）早期対応のための取組

①把握したいじめの情報をもとに、学校いじめ対策委員会で対応方針・役割分担を策定し、全教職員共通理解のもと取り組む。

②被害を受けた児童に対して、担任、養護教諭、スクールカウンセラー等が協力して状況を細かく把握し、安全を確保する。また、保護者の相談援助を行う。

③加害児童に対し、いじめをやめさせ、再発を防止するため、学校いじめ対策委員会が中心となって組織的・継続的に観察し、指導を徹底する。また、必要に応じ、加害の子供の保護者にもいじめをやめさせるよう指導を行う。

④いじめを伝えた子供の安全（情報に関する安全も含む）を確保するための取組を徹底して行う。

⑤いじめの発生について早期に墨田区教育委員会へ報告し、情報を共有し、援助を受ける。

⑥暴行や犯罪行為や児童虐待等が疑われるときは、学校サポートチームを通じて、関係機関と情報を共有し、対応策を協議し、連携・協力を図る。

⑦保護者・地域には、臨時の保護者会等を速やかに開催し、いじめの情報や学校方針を示し、協力を依頼する。

（４）重大事態への対処

①被害を受けた児童の保護・相談援助を第一に行う。

・被害児童の自殺など最悪のケースを回避するため、複数の教職員が間断なく見守し、情報共有を朝・夕の２回以上実施する。

・スクールカウンセラーによる授業観察やケアを児童のみならず、保護者にも行う。

・スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問を通じ、家庭状況を把握するとともに、保護者と連携して、被害の児童とその家庭を支援する。

・不登校などが生じた場合は、保健室登校や適応教室等に通級させるなどの緊急避難措置を行う。

②加害児童について、別室での学習を実施するなど、被害児童が安心して学習できる環

境を確保する。

③被害児童に対する犯罪行為が行われていると疑われる場合には、警察に相談・通報を行う。また、指導を継続して行っても改善が見られない場合は、校長による訓告等の懲戒を実施する。

④重大事件の発生について墨田区教育委員会に速やかに報告し、連携して対応する。また必要に応じて、児童相談所等の福祉機関への通報、医療機関との相談を行う。

⑤墨田区教育委員会との連携協力の下、いじめ対策緊急保護者会を開催し、事案の状況や学校の対応などについて説明を行う。

５　教職員研修計画

（１）職員会議等において「学校いじめ防止基本方針」の徹底を図っていく。

（２）いじめ防止プログラムを使い、年に３回（４，９，１月）研修会を実施する。

６　保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

（１）年度初めの保護者会で、「学校いじめ防止基本方針」について知らせ、協力を依頼する。

（２）学校便り、学年便り等を使い、いじめは絶対に許されない行為であり、全ての児童は絶対に行ってはならないことを保護者に啓発する。

７　地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

（１）問題が家庭内に起因する場合には、児童相談所、子育て支援センター、医療機関等に通報、相談する。

（２）民生・児童委員等に必要に応じて情報を提供し、地域での子供の見守り、巡回を依頼する。

８　学校評価及び基本方針改善のための計画

（１）年度末の学校評価で「いじめ防止基本方針」の見直しを図る。

（２）１月にいじめ防止のための授業を公開し、地域・保護者から意見を集める。

＜参考＞横川人権宣言

　　僕たち、私たち、横川小学校では、すべての人たちが平等で公平であり、安全で安心して幸せに暮らせる平和な社会を目指します。子供や女性の権利を守り、高齢者、障害のある方々、外国の人たち、重い病気にかかった人たちなどに対する偏見や差別のない社会を目指します。（平成２３年１２月１６日　策定）

　人を大切にすることや暴力のない社会を目指します。

（平成２５年２月１５日　追記）